

○豊島区狭小住戸集合住宅税条例施行規則

平成16年5月19日

規則第62号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区狭小住戸集合住宅税条例(平成15年豊島区条例第46号。以下「条例」という。)第11条、第12条第2項、第15条、第17条及び第18条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(寄宿舍等)

第3条 寄宿舍、下宿、寮等として建築確認申請がなされた場合であっても、寝室又は宿泊室に台所、便所及び浴室が付置されている等、独立した生活が完結できる設備であって共同住宅と同様の形態である場合は、当該建築確認申請に係る建築物は、条例第2条第1号の規定の適用については、集合住宅とみなす。

(納税管理人に係る申告書等の様式)

第4条 納税管理人に係る申告書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 納税管理人申告書 別記第1号様式
- (2) 納税管理人承認申請書 別記第2号様式
- (3) 納税管理人を定めないことに係る認定申請書 別記第3号様式
- (4) 納税管理人承認(認定)通知書 別記第4号様式

(納入通知書)

第5条 納入通知書は、豊島区特別区税条例施行規則(昭和40年豊島区規則第5号)第14条の納入通知書(豊島区特別区税条例施行規則別記第62号様式)による。

(納付書)

第6条 納付書は、別記第5号様式による。

(申告納付に係る申告書等の様式)

第7条 申告納付に係る申告書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 狭小住戸集合住宅税申告書 別記第6号様式
- (2) 狭小住戸集合住宅税修正申告書 別記第7号様式

(更正及び決定等に係る通知書)

第8条 狭小住戸集合住宅税更正・決定等通知書は、別記第8号様式による。

(更正請求書)

第9条 狭小住戸集合住宅税更正請求書(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第20条の9の3第1項及び第2項の規定による更正請求書)は、別記第9号様式による。

(督促状)

第10条 狭小住戸集合住宅税督促状(法第693条の督促状)は、別記第10号様式による。

(減免)

第11条 条例第17条第1項第1号に規定する国又は地方公共団体が特定の政策目的のために行うときは、次の各号のいずれかに掲げる場合とし、当該各号の事業の目的に合致する狭小住戸の戸数に係る狭小住戸集合住宅税を免除する。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業として集合住宅の建築等を行うとき。
  - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第10項に規定する共同生活介護、同条第12項に規定する障害者支援施設、同条第16項に規定する共同生活援助又は同条第27項に規定する福祉ホームの用に供する集合住宅の建築等を行うとき
  - (3) その他東京都が要綱等で規定する重度身体障害者グループホームの用に供する集合住宅の建築等を行うとき。
- 2 条例第17条第1項第2号に規定する区の特定の政策に基づく集合住宅として必要であると区長が認めるときは、国又は地方公共団体以外の者が、前項各号のいずれかに掲げる集合住宅の建築等を行う場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる場合とし、当該各号の事業の目的に合致する狭小住戸の戸数に係る狭小住戸集合住宅税を免除する。
- (1) 区が実施する居住環境総合整備事業に基づく建替促進助成を受けて建て替えられる集合住宅として建築等を行うとき。
  - (2) 区長が別に定める高齢者向け優良賃貸住宅又はサービス付き高齢者向け住宅である集合住宅として建築等を行うとき。
- 3 減免申請に係る申請書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。
- (1) 狭小住戸集合住宅税減免申請書 別記第11号様式
  - (2) 狭小住戸集合住宅税減免決定通知書 別記第12号様式
  - (3) 狭小住戸集合住宅税減免不承認通知書 別記第13号様式

(賦課徴収)

第12条 豊島区狭小住戸集合住宅税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、豊島区特別区税条例施行規則(昭和40年豊島区規則第5号)の定めるところによる。

(様式)

第13条 区長は、狭小住戸集合住宅税の賦課徴収に係る文書の様式については、この規則に定めるもののほか、豊島区特別区税条例施行規則に定める様式に所要の修正を加え、使用することができる。

附 則

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第34号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月9日規則第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月1日規則第87号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、又は読替えを行い、なお使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に存する郵便振替払出証書及び郵便為替証書で、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第235号。以下「政令」という。)附則第11条第1項の規定によりなおその効力を有するとされる、政令第9条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第156条第1項第2号に規定する普通地方公共団体の歳入の納付に使用することができるもののうち、発行の日から起算し、175日を経過しているものは、受領してはならない。

附 則(平成20年3月7日規則第7号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、又は読替えを行い、なお使用することができる。

附 則(平成21年3月31日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月25日規則第72号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式用の紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、又は読替えを行い、なお使用することができる。

附 則(平成23年3月30日規則第32号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月13日規則第2766号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第31号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記第1号様式 (第4条関係)

別記第2号様式 (第4条関係)

別記第3号様式 (第4条関係)

別記第4号様式 (第4条関係)

別記第5号様式 (第6条関係)

(平19規則12・平19規則87・平20規則7・一部改正)

(平23規則32・全改)

別記第6号様式 (第7条関係)

別記第7号様式 (第7条関係)

別記第8号様式 (第8条関係)

(平17規則34・全改、平20規則7・一部改正)

別記第9号様式 (第9条関係)

別記第10号様式（第10条関係）

（平17規則34・全改、平20規則7・一部改正）

別記第11号様式（第11条関係）

別記第12号様式（第11条関係）

（平17規則34・全改）

別記第13号様式（第11条関係）

（平17規則34・全改）